

「インフルエンサーを活用した「ひょうご EXPO 41」プロモーション動画作成等業務」
公募型プロポーザル募集要項

1 プロポーザルの目的

大阪・関西万博を契機として、県内地域の認知度向上及び兵庫県への訪問を誘発させるために本県が実施する「ひょうご EXPO 41」事業のプロモーションを目的とし、また、万博後において、地域住民がSNSを通じて自発的に魅力を発信する仕掛けづくりを目的に、「インフルエンサーを活用した「ひょうご EXPO 41」プロモーション動画作成等業務（以下、「業務」という。）」を行う。

事業プロモーションを目的としたインフルエンサーによるSNS発信や、継続的な魅力発信の機運を醸成するため、業務を行う事業者を募集する。

2 募集概要

(1) 業務名

インフルエンサーを活用した「ひょうご EXPO 41」プロモーション動画作成等業務

(2) 業務内容

別添「仕様書」のとおり

(3) 委託期間

契約締結日から令和8年3月31日（火）まで

(4) 委託上限額

4,800千円（消費税及び地方消費税を含む。）

(5) スケジュール

令和7年2月18日（火）	参加募集及び質問受付開始
2月21日（金）	質問受付終了
2月26日（水）	質問回答
3月3日（月）	企画提案書の提出期限
3月上旬	審査会（書面審査）
3月中旬	審査結果通知【予定】
4月1日（火）	契約締結、事業開始

3 応募資格

本案件への応募者は、次に掲げる各号の全てに該当するものとする。

- (1) 宗教又は政治活動を主たる目的とする団体、暴力団若しくは暴力団の統制の下にある団体等でないこと。
- (2) 兵庫県の入札参加資格制限の基準（地方自治法施行令第167条の4（一般競争入札の参加者の資格）の規定に基づく）による資格制限を受けていない団体等であること。
- (3) 会社更生法（平成14年法律第154号）の更生手続開始の申立てをした者で同法に基づく裁判所からの更生手続開始決定がなされていない者。
- (4) 民事再生法（平成11年法第225号）の再生手続開始の申立てをした者で同法に基づく裁判所からの再生計画許可決定がなされていない者。
- (5) 事業の実施にあたり、兵庫県万博推進課との打ち合わせなどに適切に対応できること。

- (6) 業務内容について守秘義務を遵守できること。
 - (7) 共同企業体を構成して申請する場合は、次の事項に注意すること。
 - ア 代表者を選出し、応募等委託者とのやり取りについては代表者が行うこと。
 - イ 申請書の記名押印等については、全ての構成者が行うこと。
 - ウ 申請については、1者につき1提案に限る。また、共同企業体の構成者は他のグループの構成者となり又は単独で申請を行うことはできない。
- なお、代表者及びその構成者は上記の(1)～(6)のすべてを満たすこととする。

4 プロポーザルに係る手続き等

(1) 本要項及び仕様書、提出書類の交付

兵庫県のホームページからダウンロードすること。郵送による配付は行わない。

(2) 企画提案説明会

企画提案説明会は実施しない。

(3) 質疑応答

ア 提出方法

質問は質問書（様式第4号）により、電子メールで送信するものに限る。件名を「インフルエンサーを活用した「ひょうご EXPO 41」プロモーション動画作成等業務に関する質問」とし、必ず電話で受信確認すること。

なお、電話による質疑は一切受け付けない。

イ 提出期限

令和7年2月21日(金)午後5時00分(必着)

ウ 提出先

本文書末記の提出先に提出すること。

エ 回答方法

質問に対する回答は、令和7年2月26日(水)までに、質問書に記載された連絡先に電子メールで通知する。

また、質問及び回答の概要是、兵庫県ホームページにて公開する。

オ その他

質問受付期間外の質問については、いかなる理由があっても回答しない。

また、評価基準の配点については質問の対象外とする。

(4) 提案書の提出

ア 提出書類

以下の(ア)～(キ)を提出すること。

(ア) 企画提案書（様式第1-1、1-2号）

記載項目を満たしていれば、任意様式でも可とする。ただしA4版20ページ以内とする。

※表紙、目次はページ数に含まない。

※A3版を使用する場合は、2ページとして扱う。

(イ) 見積書（様式は任意。人員体制を明記すること（押印不要））

※適正価格で見積もられているか確認できるよう、内訳が分かるようにすること。

(ウ) 会社概要及び業務実施体制調書（様式第2-1、2-2号）

- (エ) 暴力団の排除に関する誓約書（様式第3号）
- (オ) 納税証明書※（ただし、入札参加資格のある事業者が入札参加資格者名簿登載時に提出済である場合はこの限りでない）
※ 兵庫県の課税実績がない場合は誓約書（様式第6号）
- (カ) 財務諸表 ※法人のみ ※直近1か年のもの
- ①貸借対照表
 - ②損益計算書
 - ③株主資本等変動計算書 ※共同企業体で参加の場合は、全構成者分を提出すること。

- (キ) 共同企業体を構成して申請する場合、共同企業体協定書（様式任意）及び共同企業体届出書（様式第7号）

イ 受付期間・受付時間

令和7年2月18日(火)から3月3日(月)まで（土日祝日を除く）の午前9時00分（18日のみ午前10時00分）から午後5時00分までとする。

ウ 提出方法

持参、郵送かつ電子メールによる。

電子メールを送付する際には、件名を「インフルエンサーを活用した「ひょうご EXPO 41」プロモーション動画作成等業務に関する提案」とし、提案書は1つのファイルに結合し、かつ、全ての提出書類を1つのフォルダにまとめた上、その容量の合計を原則10MB以下とすること。

なお、電子メールを送付する際には事前に電話により申し出ること。

また、持参及び郵送については、正本1部、副本6部（コピー可）を上記イの受付期間内に必着することとし、発送後であっても、未着の場合は期限内の提出がなかったものとみなす。

エ 提出先

本文書末記の提出先に提出すること。

オ その他

兵庫県が必要と認める場合は、追加資料の提出を求める場合がある。

5 応募者が1者である場合の措置

- (1) 応募者が1者であっても、企画審査を実施する。
- (2) 期限までに応募がなかった場合は、再度公告し、企画提案に関する書類の提出期限を延長する。
この場合、必要に応じてスケジュールの変更を行うものとする。

6 受託者の選考

(1) 選考方法

下記ア～エに示す評価の観点に基づき、企画提案の内容、事業の実施能力等について、提出のあつた資料を審査会で審査の上、契約候補者を選定する。

- ア [創意工夫]
- ・地域の方が自発的にSNS発信できる機運醸成の提案がなされているか
 - ・地域の方を巻き込むことができる提案がなされているか
 - ・万博後にも、地域の方がSNS発信を続けようと思える、継続性のある提案がなされているか。
- イ [企画提案内容]・ひょうご EXPO 41事業の目的及び内容を十分理解し、具体的かつ実効性の高

- い提案がなされているか
- ・選定するインフルエンサーは発信力を有し、ターゲットに対して効果的であるか
 - ・撮影場所の選定方針は、兵庫県の特色を反映したものになっているか
 - ・履行期間内に業務を着実に遂行できるスケジュールとなっているか
 - ・インフルエンサー等関係者と密にコミュニケーションを図り、事業実施に向けて着実に調整するなど、業務遂行に確実性を有しているか
- ウ [業務実績] • 過去に同種又は類似の事業実績があるか
- エ [見積額] • 事業費の積算は妥当か

審査結果については、参加者に対して電子メールにて速やかに通知するとともに、兵庫県のホームページで公表する。(令和7年3月中旬を予定。)

(2) 注意事項

事業実施においては、提案内容をベースに実施することとするが、内容及び時期については、兵庫県と提案者で協議のうえ変更する場合がある。

また、提案者の提示額は、提案に当たっての目安（上限）となる額であり、契約額は公募型プロポーザル実施後に別途締結する委託契約書によるものとし、提案者が提示した額とは必ずしも一致しない。

7 その他

- (1) 手続において使用する言語は日本語、通貨は日本国通貨によるものとする。
- (2) 一度提出のあった書類については、原則として差し替えを認めない。
- (3) 提出された提案書は、業務関係資料の保存のため、返却しない。また、不採用となった提案者の企画は一切転用しない。
- (4) 提案書の作成、提出及び選考に要する一切の費用は、提案者の負担とする。
- (5) 提案内容の著作権は提案者に帰属するが、受託者の選定のため、提出された提案書の写しを主催者が作成し、使用することがある。
- (6) 企画に際しては、業務委託先として採用されないこともある点に十分注意のうえ、関係者とトラブルがないようにすること。
- (7) 消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか、免税事業者であるかに関わらず、見積もった金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した額を見積書に記載すること。
- (8) 次の事項に該当する場合は、無効又は失格となることがある。
 - ア 関係書類の提出方法、提出先又は提出期限が守られなかったとき。
 - イ 関係書類に記載すべき事項の全部又は一部が記載されていないとき。
 - ウ 関係書類に記載すべき事項以外の内容が記載されているとき。
 - エ 申請書に虚偽の内容が記載されているとき。
 - オ その他、審査会での協議の結果、審査を行うに当たって不適当と認められるとき。
- (9) 企画審査で最高位の評価を受けた者が、参加要件を満たしていない場合は、契約締結ができないので注意すること。（この場合、次順位の者と契約を締結する。）

- (10) 参加申請手続きを行った後、都合により企画提案に参加しないこととなった者は、参加辞退届（様式第5号）を提出すること。
- (11) 委託事業受託者は個人情報の取扱いについて責任を負うものとし、再委託する場合についても同様とする。
- (12) 令和7年度予算の成立が前提となるため、予算が提案どおり成立しない場合は、本募集及び事業の実施を中止又は廃止する場合がある。

8 事務局

兵庫県企画部万博推進局万博推進課
〒650-8567 神戸市中央区下山手通5丁目10番1号
電話 078-362-9114（直通）
E-mail : banpakuushin@pref.hyogo.lg.jp